

令和2年11月9日

保護者の皆様へ

西条市教育委員会

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に関する
お知らせについて

令和2年11月16日(月)から愛媛県では、発熱患者等に対する新たな外来診察・検査体制に移行しますのでお知らせいたします。

ご自身やご家族、児童生徒の方々等に発熱症状等の風邪症状が発生した場合は、下記の「新たな受診・検査の流れ」に従って適切に医療機関を受診していただきますようお願いいたします。

なお、別紙の愛媛県が発行している「発熱等の症状のある方の受診のお願い」をご参照ください。

記

○ 新たな受診・検査の流れ

① 発熱等の風邪症状で受診したい場合は、まず、「かかりつけ医」等に前もって電話等で相談し、その指示に従って受診(事前の連絡なく、直接、医療機関を受診しない)。

また、「かかりつけ医」が対応できない、あるいは「かかりつけ医」がない場合は、「受診相談センター(コールセンター)」に電話し、最寄りの「診察・検査医療機関」の紹介を受けて、電話で相談の上、受診。

② 診察の結果、医師が必要と判断した場合は、当該医療機関において、インフルエンザあるいは新型コロナウイルス感染症の検査を実施。

※ 当該医療機関が新型コロナの検査を行っていない場合は、医療機関の指示に従い、各医療圏域に1か所以上開設予定の「地域外来・検査センター」で検査を実施。

※ 検査結果により改めてPCR検査を実施する場合あり。

③ 新型コロナの検査結果が陽性の場合は、指定医療機関に入院。

[受診相談センター(コールセンター) 089-909-3483]

[一般相談窓口(コールセンター) 089-909-3468]

